

資 料 提 供	
平成26年11月19日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (亀 井)
電 話	0857-26-7043

平成26年11月定例県議会付議案

議案第 1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算
議案第 2号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
議案第 3号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 4号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算
議案第 5号	同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算
議案第 6号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 7号 鳥取県居宅介護支援事業に関する条例の設定について（長寿社会課、地域振興課）

介護保険法の一部が改正され、条例で指定居宅介護支援の事業の従業者及び運営の基準等を定めることとされたことに伴い、当該基準等を定めるものである。

（概 要）

- ①指定居宅介護支援事業者の要件は、法人（暴力団等を除く。）とする。
- ②介護支援専門員を1人以上置くこと、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者等に運営規程の概要等を記した文書を交付し、説明を行うこと等の指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準を定める。

[平成27年4月1日施行]

議案第 8号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課、医療政策課）

次のとおり鳥取県地域医療介護総合確保基金を新たに設置するものである。

（新たに設置する基金の概要）

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課、鳥取力創造課）

控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人を寄附金税額控除の対象に加えるものである。

（概 要）

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間に特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対してなされた寄附金を加える。

[公布施行]

議案第10号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

職員を派遣することができる公益的法人等に一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会を追加するものである。

[規則で定める日から施行]

議案第11号 鳥取県附属機関条例の一部改正について（業務効率推進課等）

県行政に関し調査審議を行う附属機関を設置する等、所要の改正を行うものである。
(概要)

- ①児童福祉法に基づく医療費支給認定の審査のほか、慢性疾病にかかっている児童等に係る医療費の助成に関する事項を調査審議する鳥取県小児慢性疾病審査会を置く。
- ②鳥取県特定疾病対策協議会を廃止し、それに代えて、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費支給認定の審査のほか、難病の患者に対する医療費の助成に関する事項を調査審議する鳥取県指定難病審査会を置く。

[平成27年1月1日施行]

議案第12号 鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について（財源確保推進課等）

最近における土地及び建物の賃貸料の状況等に鑑み、行政財産及び公の施設の使用料を改める等、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ①鳥取県行政財産使用料条例
- ②鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例
- ③鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例
- ④鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例
- ⑤鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例
- ⑥鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
- ⑦鳥取県手数料徴収条例
- ⑧鳥取県立高等学校授業料等徴収条例
- ⑨鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例
- ⑩鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

[平成27年4月1日施行]

議案第13号 鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について（警察本部監察官室）

消防職員及び他の都道府県の警察職員に贈られる顕彰金との格差を是正するため、顕彰金の額を引き上げるものである。

(概要)

区 分	金 額	
	現 行	改正後
死亡したとき	25,200,000円	30,000,000円
第1級の障害等級に該当する障害の状態となったとき	18,700,000円	20,600,000円

[公布施行]

議案第14号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

- ①産科医療補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、次のとおり分べん料の額を引き下げるものである。

区 分	金 額		
	現 行	改正後	
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	132,500円	118,500円
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	155,400円	141,400円
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	178,300円	164,300円

- ②不妊治療料のうち配偶者間人工授精の遠心分離法に係る使用料は、廃止するものである。

[平成27年1月1日施行]

議案第15号 工事請負契約（国道181号（岸本バイパス）橋梁上部工事（交付金）の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道181号（岸本バイパス）橋梁上部工事（交付金）
 工 事 場 所：西伯郡伯耆町吉定から西伯郡伯耆町金廻まで
 契約の相手方：日本車輛製造株式会社広島営業所
 契 約 金 額：546,372,000円
 工事完成期限：平成28年10月31日

議案第16号 財産を無償で譲渡すること（（元）大成地区飲雑用水施設）について（農地・水保全課）

相 手 方：琴浦町
 譲 渡 財 産：普通財産

所在地	種類	数量
東伯郡琴浦町大字八橋字大谷上ミ坂3474番100 ほか1筆	土地	47㎡
	工作物	1式

無償譲渡理由：崩壊が懸念される琴浦町八橋地区の斜面の安全対策を実施するため、当該斜面に存在する廃止した飲雑用水施設について、管理者である琴浦町に無償で譲渡するものである。

議案第17号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相 手 方：変更前 鳥取市個人 ほか47名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか52名

譲 渡 財 産：下表のとおり

変 更 前				変 更 後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか81筆	土地	73,635.74㎡	981,600,318円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか90筆	土地	75,760.48㎡	1,039,270,488円

議案第18号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める料金の上限の変更の認可について（経済産業総室）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務に関する料金の上限の変更に係る認可について、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概 要）

区 分	単 位	金 額	
		現 行	変 更 後
建物使用料			
会議室使用料	1時間につき	2,380円	1,428円
上記以外の建物使用料	1㎡当たり1月につき	1,360円	830円

議案第19号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（会計指導課）

和解の相手方：東京都豊島区 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 354 円を和解の相手方に支払う。

概要：カメラ用レンズの競売において、鳥取県会計管理者会計局会計指導課所属の職員が、その規格を誤って公告していたため、和解の相手方との売買契約を解除したことに伴い、和解の相手方が負担した売買代金の振込等に要した経費を県が負担しようとするものである。

議案第20号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成27年度宝くじ発売総額：53億円以内

（平成26年度宝くじ発売議決額：53億円以内）

議案第21号 平成25年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

歳入 362,666,778千円

歳出 345,978,525千円 翌年度に繰り越すべき財源 3,259,939千円

差引 16,688,253千円 実質収支 13,428,314千円

特別会計歳入歳出決算額

歳入 112,282,360千円

歳出 110,502,774千円

差引 1,779,586千円

議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課等）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、及び獣医師の人材確保を図るため、職員の給与の改定を行うものである。

（概要）

- ・給料表：全給料表の給料月額改正
- ・期末手当：支給割合を年0.05月分引上げ
- ・勤勉手当：支給割合を年0.05月分引上げ
- ・初任給調整手当：限度額の引上げ
- ・単身赴任手当：限度額の引上げ
- ・地域手当：級地の区分及び支給割合の改正
- ・管理職員特別勤務手当：平日深夜における勤務を支給対象に追加
- ・55歳を超える職員の給料等の減額支給措置を廃止

[公布施行ほか]

議案第23号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について（人事企画課、教育総務課）

一般職の職員に準じた知事等の給与の改定等を行うものである。

[公布施行ほか]

議案第24号 専決処分の承認について

(1) 平成26年度鳥取県一般会計補正予算(平成26年11月21日専決)(財政課)

補正前の額 347,926,489 千円

補正額 417,133 千円 (国庫支出金 413,131 千円、諸収入 2 千円、一般財源(繰越金) 4,000 千円)

補正後の額 348,343,622 千円

- ・11月21日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するための補正予算。

報 告 事 項

報告第 1号 平成25年度鳥取県継続費精算報告書について (財政課)

事業名	年度	精算額 (円)
鳥取東高等学校教室棟等耐震改修事業費	24～25年度	1,600,783,966
八頭高等学校教室棟改築事業費	24～25年度	40,853,400
米子東高等学校改築事業費	24～25年度	95,267,550
鳥取西高等学校耐震改修事業費	24～25年度	109,119,150
鳥取中央育英高等学校エレベーター設置事業費	24～25年度	37,891,250
米子工業高等学校改築事業費	23～25年度	359,778,852
倉吉東高等学校プール改築事業費	23～25年度	242,767,350
倉吉東高等学校グラウンド整備事業費	24～25年度	33,422,550
県立高等特別支援学校農場整備事業費	24～25年度	76,976,550
青少年社会教育施設耐震化推進事業費	24～25年度	226,934,400
生涯学習センター耐震化推進事業費	24～25年度	254,427,450

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成26年10月22日専決) (人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年10月22日専決) (人権教育課)

和解の相手方：兵庫県川西市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 108,934 円について、平成 26 年 12 月から全額返還するまで毎月 40,000 円ずつ県に支払うこと。

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成26年10月22日専決) (人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年10月22日専決) (人権教育課)

和解の相手方：琴浦町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 400,603 円について、平成 26 年 11 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

(平成26年11月4日専決) (警察本部生活環境課)

店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等を示す規定中、県道鳥取鹿野倉吉線の名称を県道三朝温泉木地山線に改める等、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

(6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成26年11月6日専決) (会計指導課等)

歯科技工士国家試験の実施主体が知事から厚生労働大臣に変更されること等に伴い、手数料等を定める規定について所要の改正を行うものである。

[平成27年4月1日施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年11月11日専決)

(警察本部監察官室)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 112,352 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成26年6月29日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車 (パトカー) を運転中、道路脇に駐車しようとして後退した際、右側の安全確認が不十分であったため、後方で信号待ちのため停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 8件 変更 1件